

以下の対象者を参考に記入例を作成しています。

- ・令和2年8月10日転入
- ・居住誘導区域内・子育て世帯
- ・家賃5万円（住宅手当2万円）
- ・初期費用10万円（住宅手当なし）

（申請書裏面から御記入いただくと、表面に御記入いただく数値が計算できる形となっています。）

記入例（R2.7～R3.3 転入）

令和 年 月 日

（表）
申込者 住所 高松市〇〇町 12-34
氏名 ▲▲ ▲▲
電話番号 ■■■-■■■-■■■
印

高松市移住促進家賃等補助金交付申請書

高松市移住促進家賃等補助金の交付を受け補助金交付要綱第9条の規定により、次のと

事前申込で押印いただいた印鑑で押印をお願いいたします。

転入年月日	令和 2年 8月 10日
補助金の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃 <input checked="" type="checkbox"/> 初期費用
補助対象物件	所在地 高松市〇〇町 12-34
	居住誘導区域(※1) <input type="checkbox"/> 区域外 <input checked="" type="checkbox"/> 区域内
子育て世帯(※2)・新婚世帯(※3)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 両方の区分に該当しない
補助対象期間(家賃)	令和 3年 4月から令和 4年 3月まで
補助対象経費(家賃)	30,000円(月額) (裏面①)
補助対象経費(初期費用)	100,000円 (裏面⑤)
補助金交付申請額	230,000円(裏面④+⑦) 【内訳】家賃 180,000円(裏面④) 初期費用 50,000円(裏面⑦)
転入前の状況	(住所) ◆◆県◆◆市◆◆町 56-78 ※令和2年8月9日まで在住
香川県内での居住実績	あり(直近:平成〇〇年〇月〇〇日まで在住) なし
住所地の自治会又はコミュニティ協議会	(自治会名) ★★自治会 (コミュニティ協議会名)

契約書上の家賃額・初期費用額と世帯員の住宅手当金額から算出いたします。

補助金交付申請額の算出基礎	(裏)
	<p>【住宅家賃補助金（令和 3 年度申請分）】</p> <p>月額家賃 50,000 円）－（住宅手当等 20,000 円）＝</p> <p>（① 30,000 円）</p> <p>（① 30,000 円） × 1/2 ＝ （② 15,000 円）（千円未満切捨て）</p> <p>② と別表該当項目のいずれか低い額（③ 15,000 円）</p> <p>（③ 15,000 円） × （12 か月間）＝ （④ 180,000 円）</p> <p>【住宅初期費用補助金（令和 3 年度申請分）】</p> <p>（初期費用 100,000 円）－（住宅手当等 0 円）＝</p> <p>（⑤ 100,000 円）</p> <p>（⑤ 100,000 円） × 1/2 ＝ （⑥ 50,000 円）（千円未満切捨て）</p> <p>⑥ と別表該当項目のいずれか低い額（⑦ 50,000 円）</p>

※1 本市が作成した立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画をいう。）に記載された同条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。

※2 交付申請日において18歳以下の子どもが同一世帯にいる世帯をいう。

※3 交付申請日において婚姻日から起算して3年以内の世帯をいう。

別表

・住宅家賃補助金

補助対象物件の所在地の区分	住宅家賃補助金 上限額（月額）
居住誘導区域内の場合	2万円
居住誘導区域外の場合	1万円

・住宅初期費用補助金

子育て世帯・新婚世帯の区分	住宅初期費用補助金 上限額
子育て世帯・新婚世帯に該当する場合	6万円

1 添付書類

- (1) 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）
- (2) 補助対象物件に係る建物賃貸借契約書の写し
- (3) 補助対象物件に係る初期費用の額及びその内容が分かる書類
- (4) 承諾書（様式第2号）（事前申込み後、世帯員の構成が変更された場合）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) 申請者及びその属する世帯の世帯員全員（以下「申請者等」という。）の本市の市税に滞納がないことの証明書
- (7) 申請者等の香川県の県税に滞納がないことを証明する書類
- (8) 申請者等の補助対象物件に係る住宅手当等支給証明書（様式第6号）
- (9) 申請者の戸籍全部事項証明書（住宅初期費用補助金において新婚世帯を証明する場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 注意事項

- (1) 申請者以外の者が手続を代行する場合は、委任状を添付してください。
- (2) 前項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類については、申請日以前1か月以内に作成し、又は発行されたものに限りします。

以下の対象者を参考に記入例を作成しています。

- ・令和3年4月10日転入
- ・居住誘導区域内・子育て世帯
- ・家賃5万円（住宅手当2万円）
- ・初期費用10万円（住宅手当なし）

（申請書裏面から御記入いただくと、表面に御記入いただく数値が計算できる形となっています。）

記入例（R3.4～R3.6 転入）

令和 年 月 日

（表）
申込者 住 所 高松市〇〇町 12-34
氏 名 ▲▲ ▲▲
電話番号 ■■■-■■■-■■■
印

高松市移住促進家賃等補助金交付申請書

高松市移住促進家賃等補助金の交付を受け補助金交付要綱第9条の規定により、次のと

事前申込で押印いただいた印鑑で押印をお願いいたします。

転入年月日	令和 3年 4月 10日
補助金の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃 <input checked="" type="checkbox"/> 初期費用
補助対象物件	所在地 高松市〇〇町 12-34
	居住誘導区域(※1) <input type="checkbox"/> 区域外 <input checked="" type="checkbox"/> 区域内
子育て世帯(※2)・新婚世帯(※3)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 両方の区分に該当しない
補助対象期間(家賃)	令和 3年 11月 から 令和 4年 3月 まで
補助対象経費(家賃)	30,000円(月額) (裏面①)
補助対象経費(初期費用)	100,000円 (裏面⑤)
補助金交付申請額	125,000円(裏面④+⑦) 【内訳】家賃 75,000円(裏面④) 初期費用 50,000円(裏面⑦)
転入前の状況	(住所) ◆◆県◆◆市◆◆町 56-78 ※令和3年4月9日まで在住
香川県内での居住実績	あり(直近:平成〇〇年〇月〇〇日まで在住) なし
住所地の自治会又はコミュニティ協議会	(自治会名) ★★自治会 (コミュニティ協議会名)

契約書上の家賃額・初期費用額と世帯員の住宅手当金額から算出いたします。

(裏)

補助金交付申請額の算出基礎	<p>【住宅家賃補助金（令和 3 年度申請分）】</p> <p>月額家賃 50,000 円）－（住宅手当等 20,000 円）＝</p> <p>(① 30,000 円)</p> <p>(① 30,000 円) × 1/2 = (② 15,000 円) (千円未満切捨て)</p> <p>②と別表該当項目のいずれか低い額(③ 15,000 円)</p> <p>(③ 15,000 円) × (5 か月間) = (④ 75,000 円)</p>
	<p>【住宅初期費用補助金（令和 3 年度申請分）】</p> <p>(初期費用 100,000 円)－(住宅手当等 0 円)＝</p> <p>(⑤ 100,000 円)</p> <p>(⑤ 100,000 円) × 1/2 = (⑥ 50,000 円) (千円未満切捨て)</p> <p>⑥と別表該当項目のいずれか低い額(⑦ 50,000 円)</p>

※1 本市が作成した立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画をいう。）に記載された同条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。

※2 交付申請日において18歳以下の子どもが同一世帯にいる世帯をいう。

※3 交付申請日において婚姻日から起算して3年以内の世帯をいう。

別表

・住宅家賃補助金

補助対象物件の所在地の区分	住宅家賃補助金 上限額（月額）
居住誘導区域内の場合	2万円
居住誘導区域外の場合	1万円

・住宅初期費用補助金

子育て世帯・新婚世帯の区分	住宅初期費用補助金 上限額
子育て世帯・新婚世帯に該当する場合	6万円

1 添付書類

- (1) 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）
- (2) 補助対象物件に係る建物賃貸借契約書の写し
- (3) 補助対象物件に係る初期費用の額及びその内容が分かる書類
- (4) 承諾書（様式第2号）（事前申込み後、世帯員の構成が変更された場合）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) 申請者及びその属する世帯の世帯員全員（以下「申請者等」という。）の本市の市税に滞納がないことの証明書
- (7) 申請者等の香川県の県税に滞納がないことを証明する書類
- (8) 申請者等の補助対象物件に係る住宅手当等支給証明書（様式第6号）
- (9) 申請者の戸籍全部事項証明書（住宅初期費用補助金において新婚世帯を証明する場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 注意事項

- (1) 申請者以外の者が手続を代行する場合は、委任状を添付してください。
- (2) 前項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類については、申請日以前1か月以内に作成し、又は発行されたものに